

山形県の温泉行政と温泉協会のこれまでのあゆみ（年表）

- 明治44年
～大正元年
東根温泉、津山（天童）温泉、湯田川温泉、肘折温泉にそれぞれ「地区取
規則」が相次いで施行
小区域に温泉掘削が集中し、温泉源の相互干渉が著しかったため、
温泉地ごとに取締規則を施行し、温泉掘削を県知事の許可制とした。
- 大正03年
上山温泉を加え、「温泉地区取締規則」として県内の統一ルールが一本化
された
第一次世界大戦後（大正03年～07年）の衛生行政は、国民の健
康増進を目的とする積極行政へと進展し、温泉についても科学的研
究の機運が漸く盛んとなり、各地の鉱泉誌や研究論文が数多く発表
された。
- 大正13年
全国に先駆けて、山形県温泉組合連合会が新たに設立
県警察部長が会長・衛生課内に事務局を置く。
評議員は県内13温泉地の代表
設立目的：公衆衛生の啓蒙・施設の改善・観光誘客
主な事業：温泉、付近景勝地の保護・県内温泉地の紹介・温泉浴場
設備の改善等 東京、仙台の博覧会にPR資料を展示。
山形県商品陳列所を会場に、山形県温泉展覧会を開催
- 大正15年
昭和04年
昭和05年
昭和06年
機関紙「温泉の山形」を発刊（～昭和09年）
内務省、鉄道省及び温泉科学者等の共同発議により日本温泉協会が設立
日本温泉協会東北支部が設立し、県温泉組合連合会がこれに加盟
日本温泉協会が内務省から社団法人の認可を受ける
目的：温泉の研究、温泉知識の普及、温泉資源の保護、温泉利用施
設の改善、温泉利用の適正化を図り、国民保健の増進と観光資源の
活用に寄与すること。
山形県温泉組合連合会の規約を一部改正
従来、温泉地の宣伝一本槍だったが、温泉の保護・適正利用が第一
命題となった。
- 昭和09年
山形県観光協会が任意団体として発足（昭和32年に社団法人に）
観光開発や誘客を主務とする団体として設立。県温泉組合連合会は、
温泉対策を主務とする団体とし、発展的にこれまでの任務を機能分
担した。
- 昭和13年
新たに厚生省が設置され、従来の温泉行政の所管が、内務省から厚生省に
移管される
国民の健康を増進し体力向上を図り、わが国の産業経済及び戦時体
制の強化を促進するため。

も温泉協会と一緒に慎ましい連合会の活動を行った。

昭和26年の温海温泉の大火、32年の赤湯温泉の労働争議の業務に奔走。 会長：後藤 副会長：澤渡

昭和28年 全国に先駆けて、「温泉講習会」を開催
現在の「温泉経営管理研修会」の前身。

昭和28年～40年 「山形県の温泉」全7巻を刊行
戦後復興が進むにつれ、温泉の保護と適正利用の指導が急務となり、自然科学的情報が必要となった。地質学、地球化学の調査研究の資料を集大成した。

昭和29年 国民保養温泉地の第一号として、酸ヶ湯、日光湯本、四万温泉が地域指定を受ける

指定の条件：温泉の効能・湧出量・温度・温泉地の環境

山形県では、蔵王（昭和33年）、銀山（昭和43年）、碁点（昭和60年）、肘折（平成元年）、湯田川（平成13年）、湯野浜（平成30年）、あつみ（令和元年）の7温泉地が指定。

山形県温泉協会の事務局を、県衛生部薬務課内に置く
あわせて県に温泉相談所を設置した。

昭和29年～40年 山形県が「温泉の医学的調査」を実施
温泉本来の使命である療養保健の面における利用育成を図るために、比較的保養的性格を有している県内の16温泉地を選定し、東北大杉山教授に業務を委託。

昭和32年 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が施行

昭和33年 山形県旅館環境衛生同業組合が新たに設立

会長：後藤 副会長：澤渡 舞鶴荘で設立総会

目的：公衆衛生・衛生措置基準の遵守・衛生設備の向上改善

施設改善の融資・組合員の経済的地位の向上を図る

昭和33年～59年 山形県が「温泉源賦存状況調査」を実施
県内主要温泉地16か所の温泉源の賦存状況を精査するため、研究機関（中央温泉研究所、山形大学、北海道大学、秋田大学）に業務を委託。

昭和34年 機関紙「温泉やまがた」を発行（現在も継続中 原則：年4回）

昭和37年 澤渡博（天童温泉）、2代目会長に就任

昭和37年～44年 山形県が「温泉開発調査」を実施

県民の健康づくりと観光開発に資するため、未開発エリアを調査。

昭和41年～45年 山形県が県内温泉の再分析を実施

昭和45年 第1回県知事との温泉懇話会を開催（その後2回開催）

社団法人山形県温泉協会の設立認可を得る

昭和46年 山形県衛生部薬務課監修「温泉療養の手びき」を発刊

- 昭和59年 岡崎幸雄（上山温泉）、3代目会長に就任
昭和60年 「温泉保護地域設定の手法」を策定
山形県が「やまがたの温泉 温泉50年のあゆみ」を発刊
昭和57年度から3か年にわたり、県温泉協会に委託した成果品から編集したもの。県内各温泉地の沿革と、温泉法制定前後の温泉行政の変遷について編纂。
- 温泉の保健的利用指導講習会、県内各地で始まる
山形県が第7次総合開発計画を策定
昭和61年 山形県がクア・アルカディア調査を開始
昭和62年 山形県が第1回クア・アルカディア懇談会を開催
（21世紀を見据えた温泉理想郷づくり）
62年度：南陽市・遊佐町をモデル地区に指定
63年度：寒河江市・最上町を指定
平成3年度：道の駅寒河江・弓張平・黒伏高原を指定
- 国が第四次全国総合開発計画（四全総）を策定
中曽根内閣の下で、多極分散国土の構築を目指す。
戦略的プロジェクトの推進として、総合保養地域整備法（リゾート法）が施行
- 昭和63年 竹下内閣の下で、ふるさと創生一億円事業がスタート
バブル崩壊期前後、多くの自治体で1,000m級の大深度掘削の温泉開発が実施された。
- 山形県温泉協会の事務所が、現在の県旅館会館へ移転
山形県と共催で「山形県温泉セミナー」を県内5か所で開催
平成02年 温泉問題研究委員会を発足
「温泉管理の手引」を発行
- 平成03年 石岡興市（赤湯温泉）、4代目会長に就任
平成04年 山形県でべにばな国体を開催
「温泉利用志向調査」を実施
- 平成05年 環境基本法制定により温泉審議会が環境審議会に改変
「温泉保養のしおり」を発行
- 平成06年～07年 山形県の委託事業「山形県内における源泉状況調査」を実施
源泉数：約400か所 同時に「源泉状況調査委員会」が発足
- 平成08年 「源泉状況調査報告書」を山形県へ提出
平成09年 岡崎傳三郎（蔵王温泉）、5代目会長に就任
「温泉入浴のしるべ（6枚1組）」を作成
- 平成11年～15年 山形県の委託事業「温泉施設管理指導事業」を開始
源泉状況調査の結果、不備と診断された源泉（約100か所）に対して再度指導を実施した。

- 昭和17年 太平洋戦争の緊迫化に伴い、国の温泉行政は不要不急なものとして一時中断し休止状態となった
- 反面、傷痍軍人の増加もあり、その療養の場として温泉療養所などが設置され、国民の戦意高揚のため国策に沿った温泉利用が行われた。
- 山形県旅館組合連合会が新たに設立**
- 目的：旅館業界の発展・職域奉公の体制確立。
 主な業務：宿泊料金の公定・経済統制の協力
 この時代における県内の温泉地は、県の行政施策の中で旅館は県民の厚生施設として専ら国策に沿った形で利用された。
 戦局が緊迫してくると、宿泊料金に公定価格が設定、業務用品の配給、次々と変わる取締令の徹底、遊興飲食税、貯蓄組合、旅館勤奉隊の指導等強力な連合会の要請があった。
 終戦直前には、都会の学童疎開の場に提供された温泉地もある。
- 昭和18年 山形県温泉組合連合会が山形県温泉協会に改称
 事務局を山形市香澄町に置く（旅館組合と同居）
 初代会長：阿部興十郎（湯野浜）
- 昭和19年 **山形県旅館組合連合会が山形県旅館統制組合に改組**
 商工組合法が法制化し、旅館の強制加入が義務付けられた。統制経済下の旅館業界の指導に明け暮れた。
 会長：後藤 副会長：渡辺・澤渡
- 昭和21年 **山形県旅館統制組合が解散命令により自然解散し、山形県旅館商業協同組合連合会が設立**
 商工組合法がポツダム政令で商業協同組合法に改正
 目的：旅館業を営む者の緊密な結合により、組合員の事業の合理化を図る。営業用物資の共同購入・斡旋等
- 昭和23年 温泉法が施行
 目的：温泉の保護・利用の適正化・公共の福祉の増進に寄与すること。
 付属機関として、山形県温泉審議会が設置（平成5年まで）
- 昭和24年～28年 温泉自噴時代に山形県薬務課が県内主要温泉地の化学分析を実施
- 昭和25年 第一線での温泉行政が、警察署から保健所に移管
 山形県でも衛生部薬務課に、温泉係が全国に先駆けて創設された。
 中小企業協同組合法が施行され、**県旅館商業協同組合連合会が自然解散**
山形県旅館組合連合会として再出発
 度重なる法令の改正により、旅館組合をどんな形で継続するか、廃止するか議論されたが、結局継続することに決着した。
 解散後は、あまり経費をかけずに親睦団体的なものにして、事務所

昭和46年～56年 山形県が県内各温泉地に「温泉地基盤整備事業補助金」を交付
温泉の集中管理には、当初掘削費、配管費等多額の費用を要し、しかも公益性の高い事業であるため、助成制度を設けた。
この事業は、事業効果が顕著であり、県内主要温泉地の集中管理が進み、安定した温泉供給の体制確立に寄与した。

昭和46年～54年 山形県が集中管理の指導対象の温泉地に試掘調査を実施

昭和47年 環境庁が新たに発足（46年） 山形県の温泉行政の主管が薬務課から衛生部自然保護課へ移管（県温泉協会の事務局も同課に移動）
昭和48年から生活環境部、51年から環境保健部

昭和48年 石油ショック

国は石油代替エネルギー開発のためサンシャイン計画を策定。
地熱発電の大規模な計画がスタートした。

山形県温泉協会が、創立50周年

記念事業として「山形県温泉誌」を発刊

県内各温泉地の状況を学術的に調査記録。44年から46年までの3年間で調査。既存資料とともに47年から専門分野ごとに項目を分担して執筆した。

昭和48年～50年 山形県が「温泉源保護管理促進調査」を実施

高度経済成長に伴って、温泉旅館も大型化し温泉需要が飛躍的に増大した。主要温泉地の適正採取量を把握し、温泉源の保護管理の徹底を期すために実施した。

昭和48年～53年 山形県が温泉の適正配置と保護管理指導のために温泉賦存図を作成

昭和48年～54年 山形県が温泉地域環境保全計画策定指導を実施

県内各温泉地の都市化、平準化、環境の悪化等といった問題が惹起。温泉の利用形態も、順次質への転換を生じ、自然志向、健康志向が一層強まる傾向となってきたため、これらに対応した地域計画策定に生かした。

昭和49年～57年 山形県が「温泉保護地域設定調査」を実施

温泉源の衰退は、都市化や河況の変化等、地下水の涵養環境の悪化に求められる。市町村が総括的な土地利用計画のもとで温泉源の保を図る資料として実施した。

昭和51年 第1回温泉対策連絡会議の開催 湯治の実態調査を開始

昭和53年 「温泉利用の志向調査」を実施

昭和54年 先進温泉地調査が始まる

昭和54年～60年 山形県が「適正採取量調査」を実施

昭和55年～57年 山形県が「温泉熱の高度利用調査」を実施・指導

昭和56年 「温泉管理必携」を発行

昭和58年 山形県温泉協会の事務局が、県庁内から旅籠町1-10-25へ移転

平成 12 年	「温泉保養のしおり」改訂版発行
平成 13 年	環境庁が環境省へ
平成 15 年	ポスター「温泉入浴の心得」を作成 温泉利用の志向調査を実施
平成 16 年	山形県温泉協会が創立 80 周年 記念誌「温泉管理の手引」(A5 版 154 ページ) を発行 「温泉表示」について会員に周知方指導 リゾート法の基本方針を変更 抜本的な見直しが迫られ、結果的に全県で リゾート構想は廃止される。
平成 17 年	「国の排水基準に対する要望書」を環境省に提出
平成 19 年	「温泉保養のしおり」(A5 版 91 ページ) 改訂版を発行
平成 19 年～29 年	山形県温泉利用施設等合同点検事業を実施 源泉の 3 要素 掲示用温泉分析表等の確認点検作業を実施した。
平成 20 年	温泉法の一部改正による「10 年ごとの再分析」について徹底指導
平成 22 年	「やまがた温泉散歩」(A5 版 79 ページ) を発行
平成 23 年	東日本大震災発生 山形県内温泉地に対する影響調査を実施(アンケート) 東日本大震災による影響を受けた県内温泉地の状況調査
平成 24 年	「再生可能エネルギーとしての地熱開発に関する要望書」を環境省と山形 県に提出 温泉利用施設並びに温泉利用者に対する「応急処置マニュアル」を作成
平成 25 年	温泉熱の有効利用実施状況を調査(アンケート) 一般社団法人山形県温泉協会に改組 代表理事に堀是治(蔵王温泉)が就 任
平成 26 年	山形温泉協会が創立 90 周年 温泉法改正に伴い「掲示用温泉利用の注意」を作り直し 県内温泉旅館、日帰り施設等から作成依頼を受ける。
令和 02 年	「コロナ感染拡大予防」のポスターを制作 会員のほか各市町村の公民館、市民センター等にも配布した。

参考資料：「天童温泉夜話」(開湯 60 周年記念出版)

「独鈷の湯煙」(天童温泉開湯 80 年誌)

「天恵の湯」(天童温泉開湯 100 年の歩み)

「やまがたの温泉 温泉 50 年のあゆみ」(山形県 昭和 61 年)

山形県温泉協会創立 90 周年記念式典資料「山形県温泉協会のあゆみ」

「クア・アルカディア」関係資料等